給付未了者（住所未登録者・特例一時金未請求者）の解消に向けたご協力のお願い

（ホームページ閲覧マニュアル）

令和６年３月　改訂版

農林漁業団体職員共済組合

【住所未登録関係】
業務部　管理徴収課
03-6260-7808
kanrichosyu@norin-nenkin.or.jp

【未請求関係】
業務部　給付課
03-6260-7809

目次

1．給付未了者（住所未登録者・特例一時金未請求者）の解消に向けたご協力のお願い ・・・・・・・・・・・・ 1

2．給付未了者解消の進め方
（1）農林年金ホームページ（住所未登録者調査ページ）を開く ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（2）団体内ページ（対象者リスト）へのアクセス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（3）リストの確認方法① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（4）リストの確認方法② ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（5）住所未登録者リストについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（6）未請求者リストについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（7）対象者リスト内の優先付けについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（8）住所未登録者解消のためにお願いしたい取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（9）未請求者解消のためにお願いしたい取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

3．対象者リストの取扱いにあたっての留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

4．団体基本情報・担当者情報のご登録のお願い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

5．ポスター掲示や団体広報誌への掲載原稿（見本） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

6．給付未了者解消の取組Q＆A
Q1　そもそもどうして住所未登録者が存在するのですか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
Q2　住所未登録者に連絡する場合はどのように説明すればいいですか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
Q3　住所未登録者に連絡できそうな場合はどのように報告するのですか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
Q4　住所未登録者がすでに死亡している場合はどうしたらいいですか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
Q5　本人から連絡できない場合（入院中や長期不在）はどうしたらいいですか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
Q6　以前に住所調査を依頼され、調査して回答し、不明なものは団体対応困難者として既に報告済です。
なぜまた調査をやるのですか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
Q7　団体の統廃合があり調査に限界があります。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
Q8　未登録者解消対策は具体的にどのようにすすめればよいのですか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
Q9　住所未登録者へ手紙を送りたいが、見本はありますか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
Q10 未請求者へ手紙を送りたいが、見本はありますか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

1．給付未了者（住所未登録者・特例一時金未請求者）の解消に向けたご協力のお願い

住所未登録者の解消	➢ 農林年金では令和2年4月の改正法施行により、特例年金の支給に代え特例一時金をお支払いしております。 ➢ しかしながら、団体を退職された方の中に、①農林年金に住所の登録がない②登録住所に一時金受取のための書類をお送りしましたが、転居等で郵便不着となる方がおります。 ➢ 農林漁業団体の関係者の皆様には、平成28～令和元年度に住所未登録者解消対策として取組をお願いしてまいりました。 ➢ また、令和3年度より更なる取組を進めていただき、約13千人の方の住所が判明いたしましたが、令和6年2月末現在、約45千名の方の住所がわからない状況です。 ➢ 特例一時金を受ける権利は改正法の施行日から5年を経過した時点（令和7年3月31日）で時効となります。対象者全員にお支払いするために、住所未登録者、住所不明者（郵便不着者を含む）の解消に向け、改めて皆様のご協力をお願い申し上げます。
特例一時金未請求者の解消	➢ これまで約62万名の方々に特例一時金をお支払いいたしました。しかしながら、農林年金から請求に必要な手続き書類をお送りしてもご請求いただけない方（未請求者）が約54千名おり、これらの方々には農林年金から繰り返し請求のご案内をしているところです。 ➢ 農林年金から請求のご案内をお送りした方の中には、「手続きが面倒」、「農林年金は関係ない」、「詐欺ではないか」などの理由で応じていただけない方がおります。こうした場合には所属元団体から直接的な働きかけが効果的と考えております。 ➢ 特例一時金を受ける権利は改正法の施行日から5年を経過した時点（令和7年3月31日）で時効となります。未請求者の解消につきましても在職者をはじめとする対象者へのお声がけなど、ご協力をお願いいたします。 ➢ また、死亡された等の情報につきましても、可能な範囲でご提供をお願いいたします。

２．給付未了者解消の進め方
（1）農林年金ホームページ（住所未登録者調査ページ）を開く

【ログイン方法①】

（１）農林年金ホームページからアクセスする場合

①農林年金ホームページより、トップページの下段にある**「住所未登録者等調査（団体向け）サイト」**ボタンをクリックする。

②「住所未登録者調査(団体向け)サイト」に遷移するので、ページ右上の**【⏻ ログイン】** ボタンをクリックする。（次頁へ）

【ログイン方法②】

（２）直接「住所未登録者等調査（団体向け）サイト」にアクセスする場合のＵＲＬ

https://k.norin-nenkin.or.jp/nenkin/

農林年金ホームページのトップページ画面

①「住所未登録者等調査（団体向け）サイト」をクリック

遷移

遷移

住所未登録者等調査（団体向け）サイト画面

②「ログイン」をクリック

こちらをクリックいただいても
ログイン画面が開きます

2．給付未了者解消の進め方
（2）団体内ページ（対象者リスト）へのアクセス

【同意書についてのお問い合わせ先】
業務部　管理徴収課
03-6260-7808

【⏻ログイン】 ボタンをクリックすると個人情報掲載ページにアクセスすることになり、ユーザーＩＤとパスワードの入力を求められます。

ユーザーIDとパスワードは「個人情報の提供に係る同意書」をご提出いただいた団体に郵送しています。未提出の場合は至急同意書の提出をお願いします（令和5年11月、6年2月に提出依頼文書を送付済）　。また、ユーザーＩＤ、パスワードを紛失された場合は再発行（郵送）しますので農林年金までご連絡ください。

ユーザーIDとパスワードを入力しログインボタンをクリックすると「住所未登録者調査(団体向け)」サイトが開きます。
ページ右下の「▶住所未登録者の情報はこちらから」ボタンをクリックすると「住所未登録者等リスト」の閲覧ができます。

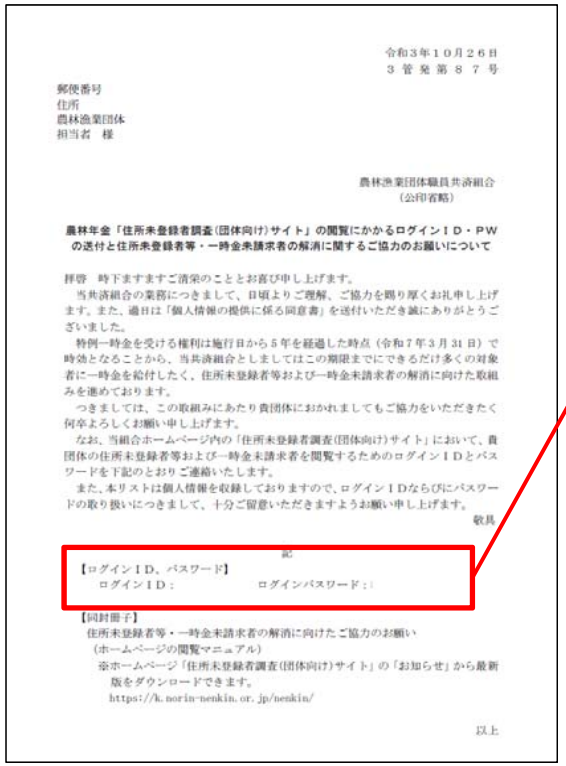

令和３年１０月２６日
３ 管 発 第 ８ ７ 号

郵便番号
住所
農林漁業団体
担当者　様

農林漁業団体職員共済組合
（公印省略）

農林年金「住所未登録者調査(団体向け)サイト」の閲覧にかかるログインＩＤ・ＰＷの送付と住所未登録者等・一時金未請求者の解消に関するご協力のお願いについて

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
当共済組合の業務につきまして、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、過日は「個人情報の提供に係る同意書」を送付いただき誠にありがとうございました。
特例一時金を受ける権利は施行日から５年を経過した時点（令和７年３月３１日）で時効となることから、当共済組合としましてはこの期限までできるだけ多くの対象者に一時金を給付したく、住所未登録者等および一時金未請求者の解消に向けた取組みを進めております。
つきましては、この取組みにあたり貴団体におかれましてもご協力をいただきたく何卒よろしくお願い申し上げます。
なお、当組合ホームページ内の「住所未登録者調査(団体向け)サイト」において、貴団体の住所未登録者等および一時金未請求者を閲覧するためのログインＩＤとパスワードを下記のとおりご連絡いたします。
また、本リストは個人情報を収録しておりますので、ログインＩＤならびにパスワードの取り扱いにつきまして、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。
敬具

記

【ログインＩＤ、パスワード】
ログインＩＤ：　　ログインパスワード：

【同封冊子】
住所未登録者等・一時金未請求者の解消に向けたご協力のお願い
（ホームページの閲覧マニュアル）
※ホームページ「住所未登録者調査(団体向け)サイト」の「お知らせ」から最新版をダウンロードできます。
https://k.norin-nenkin.or.jp/nenkin/

以上

ログイン画面にて農林年金からのお送りしたユーザーＩＤとパスワードを入力

遷移

こちらをクリックし未登録者等リストへアクセス

2．給付未了者解消の進め方
（3）リストの確認方法①

住所未登録者等リストのページには、月別に①**「未請求者」**、②**「住所未登録者等（未請求者）」**の2つのファイルが掲載されています。対象者が掲載されていますのでご確認ください。

なお、①、②のリストが表示されない団体もあります。この場合は、「表示されない」＝「対象者が存在しない」または、「そのリストに載っていた住所未登録者等が解消された」ということになります。

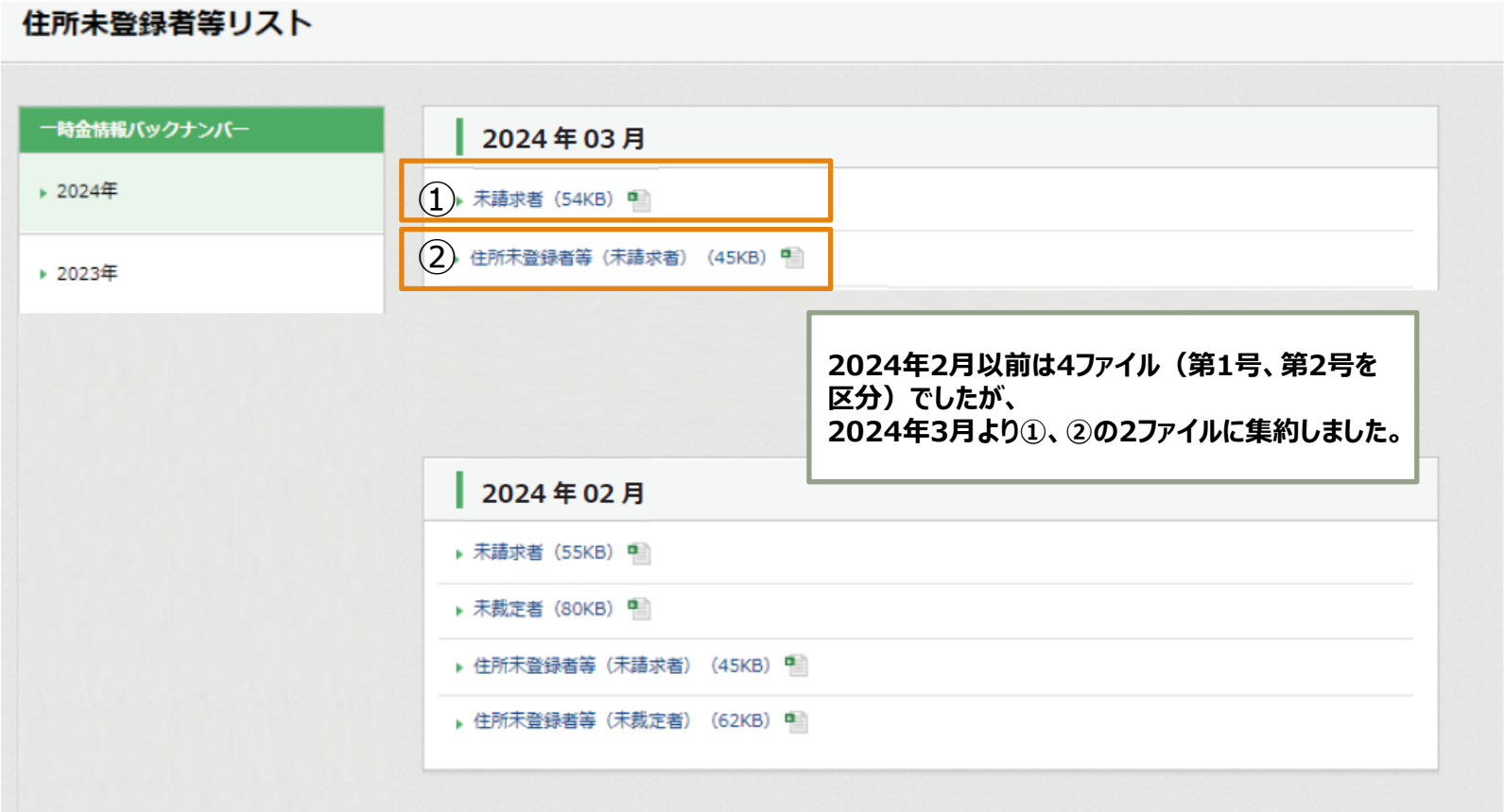

2．給付未了者解消の進め方
（4）リストの確認方法②

農林年金のホームページの【住所未登録者調査サイト】から「住所未登録者等リスト」を閲覧し対象者をご確認ください。
2つのリストがあります。

①「未請求者」リスト

㋐　一時金（第1号、第2号）や年金の請求書を送付しているが、まだ未提出の方

㋑　他制度の加入記録によって特例一時金額が0円となる可能性が大きいため、農林年金に問い合わせるように連絡してほしい方
（リスト内に**「金額要注意者」**と表示）

②「住所未登録者等（未請求者）」リスト

㋐　農林年金に住所の登録がない方

㋑　登録住所に一時金受取のための書類を送ったが、転居等で郵便不着となった方

※　リストはエクセルファイルとなっており、フォイル名はXX_X.xls となっています。
先頭のXXには県番号_Xは上記①未請求者リストは「1」、上記②　住所未登録者等（未請求者）リストは「3」の数字が入っています。

※　リストは毎月更新します。（原則　月初め）

リスト区分	ＮＯ	記号	在籍区分	ステータス	組合員番号	漢字氏名	カナ氏名	生年月日	年齢	性別	最初に所属した団体				最終所属団体				H14.3月以前の組合員期間	一時金区分
											取得年月日	喪失年月日	団体名カナ	団体名漢字	取得年月日	喪失年月日	団体名カナ	団体名漢字		
住所不明者	1	A	在籍者	郵便物不着者	0-00-921-2023	小林　春夫	ｺﾊﾞﾔｼ ﾊﾙｵ	S.54.01.09	45	男	H.09.04.01	H.12.04.01	ｶﾝﾀﾞ ﾉｳｷｮｳ	神田農業協同組合	H.23.04.01		ｱｷﾊﾊﾞ ﾗｴｷﾏｴﾉｳｷｮ	秋葉原駅前農業協同組合	５年　０か月	第２号
住所不明者	2	B		郵便物不着者	0-00-921-1025	笹本　実	ｻｻﾓﾄ ﾐﾉﾙ	S.30.07.06	68	男	S.51.08.01	H.05.12.23	ｱｷﾊﾊﾞ ﾗｴｷﾏｴﾉｳｷｮｳ	秋葉原駅前農業協同組合					１７年　４か月	第１号
住所不明者	3	C		郵便物不着者	0-00-921-2253	木村　美敏	ｷﾑﾗ ﾐﾄｼ	S.34.01.09	65	男	S.54.10.08	S.59.02.01	ｱｷﾊﾊﾞ ﾗｴｷﾏｴﾉｳｷｮｳ	秋葉原駅前農業協同組合					４年　４か月	第２号
住所不明者	4	C			0-00-921-2214	小原　和子	ｵﾊﾗ ｶｽﾞｺ	S.32.06.05	66	女	S.51.03.16	S.62.12.01	ｱｷﾊﾊﾞ ﾗｴｷﾏｴﾉｳｷｮｳ	秋葉原駅前農業協同組合					１１年　９か月	第２号
住所不明者	5	D			0-00-921-0023	石岡　邦雄	ｲｼｵｶ ｸﾆｵ	T.02.06.21	110	男	S.34.06.01	S.37.06.05	ｱｷﾊﾊﾞ ﾗｴｷﾏｴﾉｳｷｮｳ	秋葉原駅前農業協同組合					３年　１か月	第１号
住所不明者	6	D			0-00-921-1632	松田　数利	ﾏﾂﾀﾞ ｶｽﾞﾄｼ	S.29.01.01	70	男	S.53.04.01	S.55.09.21	ｱｷﾊﾊﾞ ﾗｴｷﾏｴﾉｳｷｮｳ	秋葉原駅前農業協同組合					２年　６か月	第１号
住所不明者	7	D			0-00-921-0523	西村　智	ﾆｼﾑﾗ ｻﾄｼ	S.08.06.11	90	男	S.35.04.04	S.36.05.01	ｱｷﾊﾊﾞ ﾗｴｷﾏｴﾉｳｷｮｳ	秋葉原駅前農業協同組合					１年　１か月	第１号
住所不明者	8	D			0-00-921-2235		ｼﾊﾞﾀ ｶｽﾞｺ	S.08.08.16	90	女	S.34.01.01	S.39.12.01	ｶﾐﾔﾁｮｳﾉｳｷｮｳ	神谷町農業協同組合					５年１１か月	第１号
住所不明者	9	E		郵便物不着者	0-00-921-1445	佐藤　栄子	ｻﾄｳ　ｴｲｺ	S.30.01.24	69	女	S.51.03.01	S.54.05.01	ｱｷﾊﾊﾞ ﾗｴｷﾏｴﾉｳｷｮｳ	秋葉原駅前農業協同組合					３年　２か月	第１号
住所不明者	10	E			0-00-921-2630	関　一夫	ｾｷ　ｶｽﾞｵ	S.44.04.11	54	男	H.01.03.17	H.02.04.01	ｱｷﾊﾊﾞ ﾗｴｷﾏｴﾉｳｷｮｳ	秋葉原駅前農業協同組合					１年　１か月	第２号
住所不明者	11	G		金額要注意者	0-00-921-0963	栗林　力	ｸﾘﾊﾞﾔｼ ﾁｶﾗ	S.24.03.22	74	男	S.42.04.01	S.47.03.19	ｱｷﾊﾊﾞ ﾗｴｷﾏｴﾉｳｷｮｳ	秋葉原駅前農業協同組合					５年　０か月	第１号
住所不明者	12	G		金額要注意者	0-00-921-0258		ｵｵｹﾃﾞ ﾗ ｼｮｳｲﾁﾛ	S.20.10.12	78	男	S.45.06.10	S.47.05.31	ｱｷﾊﾊﾞ ﾗｴｷﾏｴﾉｳｷｮｳ	秋葉原駅前農業協同組合					２年　０か月	第１号

住所が登録されると②のリストから削除され、①リストに移行されます。
特例一時金をお支払いした場合は、①のリストから削除されます。

2．給付未了者解消の進め方
（5）「住所未登録者等」リストについて

【住所未登録についてのお問い合わせ先】
業務部　管理徴収課
03-6260-7808

「住所未登録者等（未請求者）」リスト　→リスト内では、**「住所不明者」**と表示しております。
㋐　農林年金に住所の登録がない方
㋑　登録住所に一時金受取のための書類を送ったが、転居等で郵便不着となった方

ステータス欄は以下の通り区分しております。

ステータス	内　容
郵便物不着者	平成30年以降、登録の住所宛てに送付した請求書や制度完了のお知らせ等の送付物が宛て先不明となって戻ってきた方
金額要注意者	他制度の加入記録によって特例一時金額が0円となる場合があるが、住所未登録のため、農林年金に問い合わせるように連絡してほしい方
団体調査済	再調査したが判明しないと団体から連絡があった者（令和5年10月以降に連絡があった方）

【在籍区分】

・現役職員の場合
「在籍者」と表示

・退職者は空欄

0-00-921	秋葉原駅前農業協同組合					住所不明者リスト	
リスト区分	N.O	記号	在籍区分	ステータス	組合員番号	漢字氏名	カナ氏名
住所不明者	1	A	在籍者	郵便物不着者	0-00-921-2023	小林　春夫	ｺﾊﾞﾔｼ ﾊﾙｵ
住所不明者	2	B		郵便物不着者	0-00-921-1025	笹本　実	ｻｻﾓﾄ ﾐﾉﾙ
住所不明者	3	C		郵便物不着者	0-00-921-2253	木村　美敏	ｷﾑﾗ ﾐﾄｼ
住所不明者	4	C			0-00-921-2214	小原　和子	ｵﾊﾗ ｶｽﾞｺ
住所不明者	5	D			0-00-921-0023	石岡　邦雄	ｲｼｵｶ ｸﾆｵ
住所不明者	6	D			0-00-921-1632	松田　数利	ﾏﾂﾀﾞ ｶｽﾞﾄｼ
住所不明者	7	D			0-00-921-0523	西村　智	ﾆｼﾑﾗ ｻﾄｼ
住所不明者	8	D			0-00-921-2235		ｼﾊﾞﾀ ｶｽﾞｺ
住所不明者	9	E		郵便物不着者	0-00-921-1445	佐藤　栄子	ｻﾄｳ　ｴｲｺ
住所不明者	10	E			0-00-921-2630	関　一夫	ｾｷ　ｶｽﾞｵ
住所不明者	11	G		金額要注意者	0-00-921-0963	栗林　力	ｸﾘﾊﾞﾔｼ ﾁｶﾗ
住所不明者	12	H		団体調査済	0-00-921-0258		ｵｸﾃﾞﾗ ｼｮｳｲﾁﾛｳ

2．給付未了者解消の進め方
（6）「未請求者」リストについて

【未請求者についてのお問い合わせ先】
業務部　給付課
03-6260-7809

「未請求者」リスト

㋐　一時金（第1号、第2号）や年金の請求書を送付しているが、まだ未提出の方

㋑　他制度の加入記録によって特例一時金額が0円となる可能性が大きいため、農林年金に問い合わせるように連絡してほしい方（リスト内に金額要注意者と表示）

※　第1号･･･S32年4月1日以前生まれ（令和2年3月末までに特例年金支給開始年齢到達）
■　第1号のうち、S17.4.1以前生まれの方は、請求窓口は年金事務所となります。

※　第2号･･･（原則）S32年4月2日以後生まれ

ステータス欄は以下の通り区分しております。

ステータス	内　容
金額要注意者	他制度の加入記録により特例一時金額が0円となる可能性があるため、農林年金に問い合わせるよう連絡してほしい方
団体調査済	声がけ等の連絡対応を試みたが、それ以上の対応ができなかったと団体から連絡があった方（令和5年10月以降に連絡があった方）
受付済	請求書を受付済みで審査中、または、書類不備のため返送中の方

【在籍区分】

・現役職員の場合
「在籍者」と表示

・退職者は空欄

0-00-921	秋葉原駅前農業協同組合					未請求者リスト	
リスト区分	NO	記号	在籍区分	ステータス	組合員番号	漢字氏名	カナ氏名
未請求者	1	A	在籍者		0-00-921-0053	小林　節子	ｺﾊﾞ ﾔｼ ｾﾂｺ
未請求者	2	B			0-00-921-1520	中村　典夫	ﾅｶﾑﾗ ﾉﾘｵ
未請求者	3	B			0-00-921-2285	秋田　孝一	ｱｷﾀ ｺｳｲﾁ
未請求者	4	C			0-00-921-0423	真仁田　誠	ﾏﾆﾀ ﾏｺﾄ
未請求者	5	D			0-00-921-0632	髙柳　一郎	ﾀｶﾔﾅｷﾞ ｲﾁﾛｳ
未請求者	7	D			0-00-921-3356	山﨑　秀美	ﾔﾏｻｷ ﾋﾃﾞﾐ
未請求者	8	E			0-00-921-0445	北川　利枝	ｷﾀｶﾞﾜ ﾄｼｴ
未請求者	9	E			0-00-921-2120	渡辺　茂	ﾜﾀﾅﾍﾞ ｼｹﾞﾙ
未請求者	10	G		金額要注意者	0-00-921-0986	佐藤　勝	ｻﾄｳ ﾏｻﾙ
未請求者	11	G		金額要注意者	0-00-921-0458	土屋　正之	ﾂﾁﾔ ﾏｻﾕｷ
未請求者	12	H		団体調査済	0-00-910-0577	川尻　敬子	ｶﾜｼﾞﾘ ｹｲｺ
未請求者	13	U		受付済	0-00-910-1240	木浦　紀幸	ｷｳﾗ ﾉﾘﾕｷ

2．給付未了者解消の進め方
（7）対象者リスト内の優先付けについて

対象者リスト内の優先順位付け

リストに記載の対象者について、解消に取り組んでいただきたい優先順位をつけています。

- 在籍者については団体の皆さまにすぐにお声がけしていただきたいことから最優先の順位としています。
- 受給予定金額の高い方は、概して一時金の対象となる組合員期間が長い方が多く、その職員を知っている方が多い可能性があり手掛かりがつかみやすいであろうという意図から、優先順位を高く設定しています。

0-00-921 秋葉原駅前農業協同組合

リスト区分	ＮＯ	記号	在籍区分	ステータス
未請求者	1	A	在籍者	
未請求者	2	B		
未請求者	3	B		
未請求者	4	C		
未請求者	5	D		
未請求者	7	D		
未請求者	8	E		
未請求者	9	E		
未請求者	10	G		金額要注意者
未請求者	11	G		金額要注意者
未請求者	12	H		団体調査済
未請求者	13	U		受付済

住所未登録者(住所不明者)リスト

優先順位	
A	在籍区分欄「在籍者」
B	金額が50万円以上
C	金額が10万円以上50万円未満
D	金額が1万円以上10万円未満
E	金額が1万円未満
G	ステータス欄が「金額要注意者」
H	ステータス欄が「団体調査済」

未請求者リスト

優先順位	
A	在籍区分欄「在籍者」
B	金額が50万円以上
C	金額が10万円以上50万円未満
D	金額が1万円以上10万円未満
E	金額が1万円未満
G	ステータス欄が「金額要注意者」
H	ステータス欄が「団体調査済」
U	ステータス欄が「受付済」 ※在籍区分欄「在籍者」含む

２．給付未了者解消の進め方
（8）住所未登録者解消のためにお願いしたい取組

住所未登録者リストに掲載されている方でご本人と連絡が取れた場合は、ご本人から住所登録センター0120-199-155にご連絡いただくようお伝え願います。ご本人または、ご本人のご家族からご了承を得たうえで、団体からご連絡いただいてもかまいません。（15ページＱ3参照）

項番	項目	具体的な取組内容
1	年配役職員（長期勤続者）の方々へのヒアリング	各団体において長期間勤務している年配の役職員（特に総務人事担当を経験した役職員など）を中心にヒアリングを実施し、対象者の現況についての情報収集をお願いいたします。
2	旧職員名簿・OB会名簿等を活用したご本人への連絡	住所未登録者リストと、団体が保有する旧職員名簿やOB会名簿等を照合し、各団体のご担当者様から対象者へのご連絡をお願いいたします。
3	同期入会など、ご友人への連絡	各団体のご担当者様より、対象者の同期の方やご友人の方へご本人と連絡が取れるようでしたら農林年金へご連絡いただくようお呼びかけをお願いいたします。
4	広報誌・ポスター掲示・回覧板等の活用による周知	(1)各団体で発行している広報誌に特例一時金の支給に関する取組（ポスター原稿）を可能であればご掲載ください。 (2)特例一時金の支給に関するポスターを各事業所や直売所等の掲示板に貼付し、団体内での更なる周知をお願いいたします。 団体の広報誌用原稿の見本を農林年金ホームページからダウンロードできるようにしております。（P13　5．ポスターの掲示や団体広報誌への掲載を参照ください。） https://www.norin-nenkin.or.jp/wp/archives/616
5	各種会合の場での呼びかけ	年金友の会など、各団体において開催する会合の場において、各団体のご担当者様から特例一時金の支給に関する呼びかけをお願いいたします。
6	旧JAの本所であった「基幹支所」での取組	合併JAにおいて、合併前JAの本所にあたる「基幹支所」に対象者の情報を提供し、ご本人より農林年金へご連絡いただくようお伝え願います。

2．給付未了者解消の進め方
（9）未請求者解消のためにお願いしたい取組

未請求者リストに掲載されている方でご本人と連絡が取れる場合は、請求書をご提出いただくようお伝え願います。
請求書類を紛失されている場合は、一時金受付センター0120-148-400にご連絡いただくようお伝え願います。（17ページQ8参照）

項番	対象者	具体的な取組内容
1	在職者 (再雇用職員等も含む)	➢ 社内報・全社掲示板等に『農林年金からのお願い』として、「未請求の方は早めに請求書を提出してください」、「お知り合いの方にもお声がけください」等のアナウンスや記事を掲載していただくようお願いいたします。 ➢ ご担当者様からご本人に請求書等を提出してくださるようお声がけをお願いいたします。
2	定年退職・再雇用退職者等	➢ ご担当者様からご本人に請求書等を提出してくださるようお声がけをお願いします。 ※「未請求者リスト」の一時金区分が【第1号】の中に、S17.4.1以前生まれの方は、請求窓口は年金事務所となります。まずは年金事務所にお問い合わせいただくようお伝え願います。 ➢ 既に亡くなっている方がいれば、農林年金に氏名と死亡日のご連絡をお願いします。またご遺族の連絡先等が分かればご連絡をお願いします。
3	中途退職者	➢ 団体から連絡することで問題のないと思われる方に対して、可能な範囲で請求書を提出いただくようお声がけをお願いします。 ※統合前未請求者(S17.4.1以前生)の方は、請求窓口は年金事務所となります。まずは年金事務所にお問い合わせいただくようお伝え願います。 ➢ 既に亡くなっている方がいれば、農林年金に氏名と死亡日のご連絡をお願いします。またご遺族の連絡先等が分かればご連絡をお願いします。

3. 対象者リストの取扱いにあたっての留意事項

- リストに掲載される漢字氏名・カナ氏名については、農林年金が現在把握している氏名が表示されます。団体を退職された時とは異なる場合があります。(旧姓は表示されません。)

- このため、姓は異なっていてもリストに記載された生年月日や取得年月日・喪失年月日（退職日）から個人を特定可能な場合もあると思われます。個人が特定できた方で、団体からの連絡することに問題ない方と思われる方に対して、可能な範囲で一時金請求のお声がけなど、給付未了者解消にご協力をお願いいたします。

- なお、給付未了者の対象者リストについては全て個人情報にあたりますので、その取扱いには十分に注意していただきますようお願いいたします。
  原則、対象者リストは担当者、担当部署までの閲覧とし、第3者への配布は行わないでください。

- また、対象者リストの提供にあたりましては、団体から「個人情報の提供に係る同意書」のご提出をいただいておりますが、当共済組合としても団体にご提供した個人情報の管理状況を把握することが求められております。
  ＪＡをはじめ農林漁業団体におかれましては、すでに適切に管理されていることとは存じますが、個人情報の保護に関する法律のガイドラインが掲げる「講ずべき安全管理措置の内容」を踏まえた貴団体での個人情報管理状況について、右記の「個人情報にかかる管理状況報告書」によりご報告をお願いしております。
  こちらの報告書につきましては、同意書提出団体に農林年金より年1回お送りさせていただきますので、提出にご協力いただきますようお願いいたします。

個人情報にかかる管理状況報告書

農林年金から情報提供を受けている住所未登録者等および未請求者（以下「住所未登録者等」といいます）に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律のガイドラインが掲げる「講ずべき安全管理措置の内容」を踏まえ、以下の通り管理状況を報告します。

（注）新たに規定等の制定を求めるものではなく、すでに団体で同様の規定がある場合、または同様に実施している場合は「している」にチェックをしてください。

項番	管理内容	管理状況
1	【基本方針の策定】 住所未登録者等個人データの適正な取り扱いについて基本方針を策定しているか。	している・していない □・□
2	【個人データの取り扱いに係る規律の整備】 住所未登録者等個人データの漏洩等の防止その他の個人データの安全管理のため個人データの具体的な取り扱いに係る規律を整備しているか。	している・していない □・□
3	【組織的安全管理措置】 組織的安全管理として、組織体制、規律に従った運用、取り扱い状況の確認手段、取扱状況の把握等が整備・措置されているか。	している・していない □・□
4	【人的安全管理】 住所未登録者等個人データの取り扱いに関する留意事項について従業員等に周知徹底と適切な教育が行われているか。	している・していない □・□
5	【物理的安全管理措置】 住所未登録者等個人データを取り扱うコンピュータ等が適切に管理されているか。	している・していない □・□
6	【技術的安全管理措置】 住所未登録者等個人データ取り扱いのアクセス制御、認証、不正アクセス防止、データ漏洩防止が適切に措置されているか。	している・していない □・□

※　管理状況欄にチェック☑をお願いいたします。
※　管理状況につき「対応していない」などの課題が認識された場合には早急にご対応をお願いいたします。また課題への対応状況等につき当共済組合から別途ご確認させていただく場合があります。

令和　　年　　月　　日

団体番号

	-			-			

団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先部署・ご担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4. 団体基本情報・担当者情報のご登録のお願い

- 一時金ホームページ同様、団体の基本情報や担当者の情報を登録いただくページを設けておりますので可能な範囲でご登録をお願いします。
- なお、**担当者が変更となった場合は、**個人情報漏洩防止のため貴団体のパスワードを変更する必要がありますので、**農林年金 管理徴収課までメールでご連絡ください。**
  kanrichosyu@norin-nenkin.or.jp

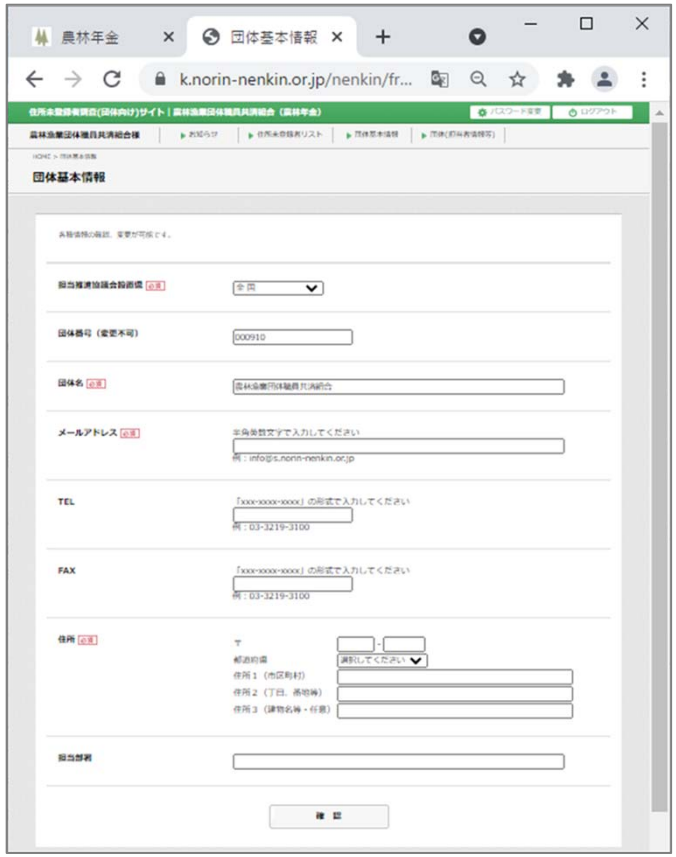

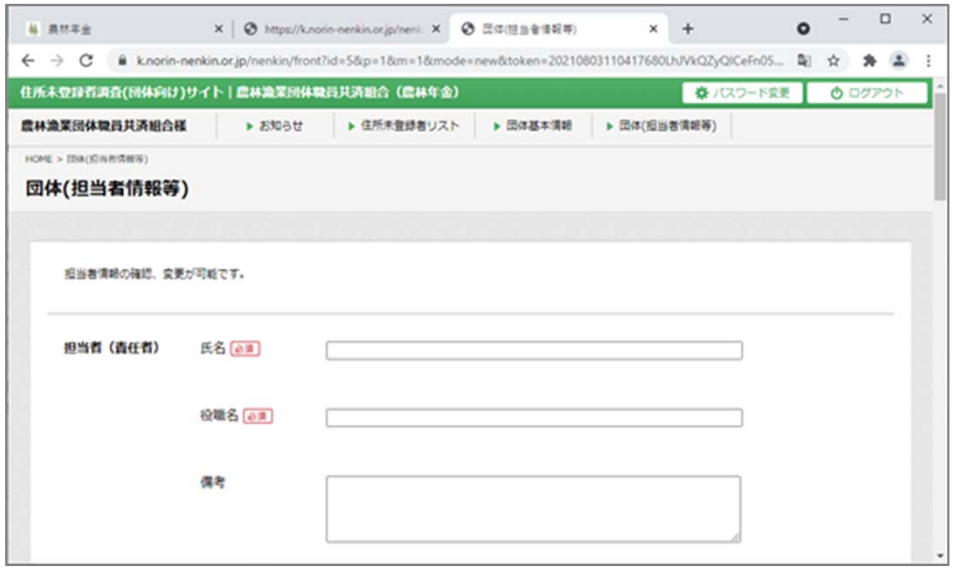

5. ポスター掲示や団体広報誌への掲載原稿（見本）

【掲載原稿についてのお問い合わせ先】
総務部　企画課
03-6260-7802

農林年金のホームページからポスター用、団体広報誌への広告掲載用の図案をダウンロードできます。
https://www.norin-nenkin.or.jp/wp/archives/616

また、文言やレイアウトを団体で変更したい場合にはアドビ　イラストレータデータ（ai)形式のファイルを用意しています。こちらのファイルは住所未登録のホームページ「農林年金からのお知らせ」2023年8月21日からダウンロードできます。
https://k.norin-nenkin.or.jp/nenkin/news/

6. 給付未了者解消の取組に関するQ＆A①

Ｑ１　そもそもどうして住所未登録者が存在するのですか？

（１）　平成９年１月に基礎年金番号制度が導入されるまで、農林年金は現役職員の住所情報は保有していませんでした（年金の手続きをする時に初めて住所を登録）。当制度の導入により、平成９年１月以降、在職中の方の住所情報は農林年金で記録することとなりましたが、平成８年１２月以前に退職されていた方については住所のご登録がないままとなっています。

（２）　このため、農林年金では日本年金機構や住民基本台帳ネットワークシステムと連係して未登録者の住所情報の把握に努めてまいりました。しかしながら、基礎年金番号登録がない方は日本年金機構への情報照会が困難です。また、住民基本台帳ネットワークシステムから住所情報の提供を受け、ご本人へ調査票をお送りしてもご回答がなく、本人特定ができてない場合もあります。

（３）　また、上記とは別に登録先住所に請求書類をお送りしても転居等により、郵便物不着で戻ってくる方がいらっしゃいます。高齢者が介護施設などへ入所したり、家族等との同居などで転居したり、民間会社へ転職した方が転勤等をした場合に不着になるケースが多いようです。

（４）　このように、農林年金での調査だけでは限界があるため、出身団体に住所調査へのご協力をお願いしております。

Q2　住所未登録者に連絡する場合はどのように説明すればいいですか？

説明例

「〇〇さんの住所情報が農林年金に登録されていないようです。農林年金は令和２年４月１日以降、年金を受給者されていた方も、まだ年金の支給開始年齢に達していない方も特例年金に代えて特例一時金をお支払いすることになっています。

住所未登録のままですと請求の案内が届かず、この一時金を受け取ることができません。

〇〇さんが〇〇団体に勤めていた時に加入していた農林年金の一時金を受け取るためには、令和７年３月末までに一時金の請求が必要です。まずは住所登録のために農林年金の住所登録センターへ電話してください。電話番号は0120-199-155です。

その際に〇〇さんの農林年金の組合員番号（10桁）を必ずお伝えください。」

※　農林年金の組合員番号は（10桁）は「住所未登録者リスト」に載っていますので、必ずご本人にお伝えください。

6. 給付未了者解消の取組に関するQ＆A②

Q３　住所未登録者に連絡できそうな場合はどのように報告するのですか？

（１）　原則として、ご本人から住所登録センター0120-199-155にご連絡いただくようお伝えください。もしくはご本人あるいはそのご家族からご了解を得たうえで、団体のご担当の方から住所登録センターへご連絡をお願いいたします。
ご連絡の際は、住所未登録者リストに掲載されている「農林年金の組合員番号（10桁）」を必ずお伝えください。」
※　農林年金の組合員番号は（10桁）は「住所未登録者等リスト」に載っています。

（２）　住所登録センターへご連絡いただきますと、農林年金からご本人あてに「住所登録（訂正）申立書」をお送りいたします。この「申立書」にご記入いただき農林年金にご返送いただければ、農林年金で正式に住所を登録させていただきます。個人情報に関わることから必ず書面での届出をお願いしております。
なお、基礎年金番号が農林年金に未登録の場合は、あわせて基礎年金番号の分かる書類（年金手帳や年金証書のコピー）の添付もお願いしております。
また、苗字が変わっている場合には、旧姓を確認するために戸籍抄本の添付をお願いしております。（確認後に戸籍抄本はご本人宛に返送しておりますので、特例一時金のご請求時に添付いただく書類として再利用していただけます。）

Q４　住所未登録者がすでに死亡している場合はどうしたらいいですか？

（１）　ご本人がすでにお亡くなりになられている場合は、団体あるいはご親族の方から住所登録センターあてにその旨をご連絡ください。

（２）　ご本人が年金の支給開始年齢到達後に亡くなられている場合は「年金の未払分」を、または年金未裁定者の方が令和2年4月1日以降に亡くなられている場合は「特例一時金の未払分」をご遺族が受け取れる場合があります。

（３）　このためご連絡いただく際は、おわかりになる範囲で①死亡日、②ご遺族のお名前、③ご本人との続柄、④手続書類等の送付先郵便番号・住所、⑤連絡先電話番号をご報告いただけるようお願いいたします。

6. 給付未了者解消の取組に関するQ＆A③

Q５ 本人から連絡できない場合（入院中や長期不在）はどうしたらいいですか？

（１） 住所の登録にあたっては、ご本人のほかご家族など代理の方からご報告いただくことで支障ございません。別途、一時金等の支給の際に、戸籍抄本などで本人確認をさせていただきます。

（２）「住所登録（訂正）申立書」はご家族等が代筆されることでも構いません。本人確認のため「在籍団体名と所在地」、「在籍期間」を記入していただくこととなっていますので、その内容をご本人様にご確認の上、ご記入をお願いします。

Q６ 以前に住所調査を依頼され、調査して回答し、不明なものは団体対応困難者として既に報告済です。なぜまた調査をやるのですか？

（１） 平成28年から30年にかけて、住所が登録されていない約4万人の調査を実施し(各団体にはうち約2.2万人の調査協力を依頼) 、計1.1万人の住所が判明しました。また各団体からは「団体対応困難者」として1.7万人のご報告受けました。

（２）その後、新たな住所不明者等が発生するなど未登録者等が増加したため、令和元年7月より改めて調査対象者のリストを作成し、未登録者解消のお願いをしております。
　また、令和3年度より更なる取組を進めていただき、平成3年度以降、約13千人の方の住所が判明いたしましたが、転居等で郵便物不着の方がいるため、令和6年2月末現在、約45千名の方の住所がわからない状況です。

（３） 農林年金では、住民基本台帳ネットワークシステム（J-LIS）に3情報（氏名、生年月日、性別）による照会を行い、合致した方の住所、生存情報等の情報提供を受けていますが、婚姻による姓名の変更等もあり、思うような解消には至っておりません。
　このため、今後も農林年金では調査を継続するとともに、日本年金機構への情報提供依頼等を行ってまいりますが、給付の時効期限を迎える令和7年3月31日までに、対象者全員へのお支払いを完了させるためにも、住所未登録者、住所不明者（郵便不着者）の解消に向けた最後の取り組みについて、改めて皆様のご協力をお願い申し上げます。

6. 給付未了者解消の取組に関するQ＆A④

Ｑ７　団体の統廃合があり調査に限界があります。

（１）　統廃合などにより本所機能が集約されている場合には、旧職員名簿や同期の職員の把握が難しくなる可能性があります。

（２）　旧団体の本所であった基幹支所・支店などにもご連絡をいただき、住所未登録者解消の趣旨をご理解のうえで支所・支店の記録を確認していただくなどのご協力をいただけますようお願いいたします。

Ｑ８　一時金未請求者解消の具体的な取組はどのようにすればよいのですか？

（１）具体的な取組(例)については、P10をご参照ください。

（２）HPを通じてご提供させていただいております未請求者リスト（P7参照）をご確認いただき、在籍区分に「在籍者」と表示されている方がいる場合、一時金の請求を促してください。一時金の請求書等を紛失している場合は一時金受付センター（0120-148-400）にお電話いただければ請求書を再発行いたしますのでその旨もお伝えください。

（３）退職してから日が浅い方など比較的に連絡がつきやすい方については、団体から該当者ご実家への文書連絡・お声がけ、団体広報誌や団体ツイッター（農林年金のツイッターのフォロー・リツイートなど）による広報も有効です。

（４）社内広報や連絡網などで退職した同期の方やご友人、農林漁業団体に在籍経験のある親戚や知人に一時金の請求がお済みか連絡を取っていただけるようご依頼をお願いいたします。

6. 給付未了者解消の取組に関するQ＆A⑤

Q９　住所未登録者へ手紙を送りたいが、見本はありますか？

（１）　住所未登録者の方などに団体から個別にお手紙でご案内くださる場合は、以下のサンプルをご活用ください。

（２）　対象者へ団体から個別にお手紙をお送りする際には、事前に農林年金へご相談いただければ一時金支給額の有無等についてあらかじめご案内させていただきます。

【対象者へのお手紙(サンプル)】

令和〇年〇月〇日

〇〇　〇〇　様
【組合員番号（0-00-000-0000）】

〇〇協同組合
総務部人事課

農林年金への住所登録のお願い

拝啓
貴方様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、かつて〇〇（団体名）に勤務されていた時に、農林年金に加入され掛金をお支払いいただいておりました。

農林年金は、平成14年4月に厚生年金と統合し職域年金部分を特例年金として対象者に給付していましたが、令和2年4月の農林年金の制度完了を図るための法律改正が施行されたことに伴い、全ての対象者に特例一時金をお支払いすることとなりました。

このほど農林年金より、貴方様は特例一時金を受け取る権利をお持ちですが、住所情報が登録されていないため一時金受取りのご案内ができないとの連絡がありました。

つきましては、一度「農林年金　住所登録センター　0120－199－155（無料）平日　9～17時」へお電話をいただきますようお願い申し上げます。（お電話の際は、お名前の下の「組合員番号（10桁）」を必ずお伝えください。）

なお、公的年金への加入期間等によっては特例一時金が支給されない場合もありますのでご承知おきください。

敬具

6. 給付未了者解消の取組に関するQ＆A⑥

Q10 未請求者へ手紙を送りたいが、見本はありますか？

（１） 未請求者の方などに団体から個別にお手紙でご案内くださる場合は、以下のサンプルをご活用ください。

（２） 対象者へ団体から個別にお手紙をお送りする際には、事前に農林年金へご照会いただければ一時金支給額の有無等についてあらかじめご案内させていただきます。

【対象者へのお手紙(サンプル)】

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
【組合員番号（0-00-000-0000）】

〇〇協同組合
総務部人事課

農林年金への特例一時金請求のお願い

拝啓
貴方様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、貴方様はかつて〇〇協同組合（団体名）に勤務されていた時に、農林年金に加入され掛金をお支払いいただいておりました。
農林年金は、平成14年4月に厚生年金と統合し職域年金部分を特例年金として対象者に給付していましたが、令和2年4月の農林年金の制度完了を図るための法律改正が施行されたことに伴い、全ての対象者に特例一時金をお支払いすることとなりました。

このほど農林年金より、貴方様は特例一時金を受け取る権利をお持ちですが、いまだ請求をされていないとの連絡がありました。

つきましては、一度「農林年金 一時金受付センター 0120－148－400（無料）平日 9～17時」へお電話をいただきますようお願い申し上げます。（お電話の際には、お名前の下の「組合員番号（10桁）」を必ずお伝えください。）

なお、公的年金への加入期間等によっては特例一時金が支給されない場合もありますのでご承知おきください。

敬具

○　本資料のお問い合わせ先

【住所未登録者等について】

住所登録センター　　０１２０－１９９－１５５

管理徴収課　　中西　　（　０３－６２６０－７８０８　）

【一時金未請求者について】

一時金受付センター　　０１２０－１４８－４００

給　付　課　　若松　　（　０３－６２６０－７８０９　）